

## 11.30 院内ヒアリング「止めよう核燃料サイクル政策」の報告(前回の続き)

### III. 六ヶ所・東海村の再処理工場について

1. トリチウムの健康影響評価について

A. (規制委) トリチウムに関しては、使用済燃料再処理事業の規則にて規定し、原子力規制委員会の定める規定を超えないように要求・審査している。



山田清彦

2. 使用済燃料プールの水が喪失した場合、最大想定事故の規模はどのくらいを原子力規制委員会では想定しているか。

A. (規制委) 規制委において日本原燃の再処理施設における適合性審査を行っているところで、規制委員会として具体的にその点について話していないので具体的に答えるのは難しい。規制の考え方としては、再処理施設の基準に関する規則があり、使用済燃料プールの水の喪失ということについては、使用済燃料の著しい損傷の緩和、臨海の防止のための設備の要求をしている。これに基づいて審査中。

Q. 再処理工場の防災範囲を半径5kmとしています、それで十分か。

A. 規制委の定めている原子力災害対策指針において、再処理施設の災害対策の重点区域範囲を示しているが、これはIAEAの基準・考え方に基いてUPZ=5kmの目安を定めている。この評価をして妥当性を確認している。

Q. 東京電力福島原発4号機のプール水が喪失したら関東圏の人々約5千万人が避難するべきと近藤俊介が菅首相に進言したレベルを検証し、それを反映しないのか。

A. 当時の近藤氏の発言内容に照らしてどうかということでは検討していないが、別途規制委として検討チームを作ってそこで評価をして決定している。

3. 原子力規制委員会としては、10mSv以上の被ばくをどこまでなら認めるのか。また、事故拡大防止作業に当たる作業の場には、原子力規制庁の職員も立ち会

うのか？

A. 規制委の方で新規基準の適合性審査を行っているところなので回答を控えたい。考え方として、再処理事業に関する規則に規定があり、災害発生時・恐れがある場合、規制委の定めている線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間は緊急作業に従事させるという規定がある。原子力災害対策マニュアルというのがあり、これに基づいて規制庁は近隣の規制事務所から所長または検査官を事故の発生している事業所の緊急事態対策所へ派遣することになっている。必要に応じて、緊急事態対策所から事故現場にも派遣することも規定している。

Q. 国が定めている基準は、年間50mSvを上限・5年間で100mSvだが、福島では200mSvを越えて被ばくしている実例がある。この現実から考えると、重大事故に対処できないのでは？現場で働く人にどこまで被ばくを許容させるのかを事前に規定して、どうケアしていくのかを考えるべき時に、まるで2時間で解決できるような想定はとでも納得できない。

A. 現在審査中であり、私の方から意見を差し上げることはできない。

Q. 日本原燃はこれまで使用済燃料取り出し4年後の再処理とってきたが、最近になって15年と言いつけている。これは希望的観測なのか？これについて国は了承していない？

A. 現在規制庁の方で審査をしており、最終的には規制委員会で判断してもらおう。まだ確定していない。

4. 1. & 4. 2. 六ヶ所再処理工場での重大事故対策では、環境中への放射能の漏えいを防止する手段として尾駸沼から汲み上げた汽水も使用することになっているが、それにより施設が腐食することは想定されているか。

A. 適合性審査中なので回答は差し控えたい。考え方としては、施設を水浸しにするような事故を発生させないことが重要と考えている。使用済燃料再処理事業者の重大事故発生・拡大防止の措置に必要な技術的能

力に関する基準があり、この考え方に基づいて審査中。

**4.3. 事故処理水をいかにして回収するのか。** 日本原燃は貯蔵プールに戻すと答えているが、汚染された水を戻したら二度と使えないわけで、戻る前にフィルターも設置しない。そういう点について検討しているのか。

**A.** 汚染水の扱いについて、審査中のやり取りの中ではいくつか（議論が）あったが、最終的には委員会の判断になるので、ここでの回答はできない。

**5. 原子力委員会が、余剰プルトニウムのキャップ制を導入する決定をしました。たが、使用した分しか再処理できないとなれば、六ヶ所操業に伴う売り上げが激減するのでは？それでも経営が維持できるのか？**

**A.** 費用については使用済燃料再処理機構が拠出金法に基づいて、再処理事業の着実な実施に必要なかつ十分は費用を集められるよう原子力事業者から拠出金を収納していく。

**6. 東海再処理工場の分をどこで MOX 燃料に加工するのか？**

**A.** 廃止措置計画に記載されているように、廃止対象施設外の施設に搬出。これについては機構における研究開発における研究開発等に使用。MOX 加工も含め、機構が情勢の変化に対応することとなっている。六ヶ所施設への搬出は考えていない。

**Q.** 六ヶ所で MOX 加工しても使い道がない。そうすると六ヶ所再処理は年間 1~2 トン（燃料にして 100~200 トン）しか再処理できない。3 万 2000 トン再処理する計画だが、施設の寿命が来る前にそんな量を処理できるのか。

**A.** （経産省）我々は稼働年数 40 年と意識している。

**Q.** 日本原燃に再処理能力があるのかという審査がされていない。能力があると認識しているのか？

**A.** 現在事業変更許可の申請中で、最終的には規制委で判断していく。

#### IV. 核燃料サイクル政策総事業費について

2017 年 6 月のヒアリング後の文書回答では、六ヶ所の再処理に 13.9 兆円、MOX 燃料加工事業費に 2.3 兆円、高レベル廃棄物処分に 2.9 兆円が投じられているといわれましたが（これだけで計 19.1 兆円）、これ以

外のバックエンド事業、もんじゅ、常陽、東海、新高速炉開発等も含め、最新の核燃料サイクル政策総事業費を具体的な数字を教えてください。

**A.** 経産省・文科省からの回答をまとめると次のようになる（数値は概算） 単位：兆円

もんじゅ 関連	建設、運転、維持管理 (S.55~H.30)	1.08
	廃止措置、解体、同時期の維持管理費	0.4
	新規制基準対応費 -->未定	
もんじゅ関連計		<b>1.45</b>
常陽	建設、運転、維持管理 (S.43~H.30)	0.20
	新規制基準対応費 -->未定	
常陽計		<b>0.20</b>
東海再処理	建設、運転 (S.45~H.28)	0.79
	ガラス固化 (H.48~H.30)	0.13
	廃止措置	0.77
	その他	0.22
東海再処理計		<b>1.91</b>
新高速炉	ロードマップ作成中で言えない	
バック エンド 事業費	再処理工場の操業・廃止など	13.9
	高レベル放射性廃棄物関連（原子力発電環境整備機構の最終処分事業費）	3
	海外から返還される低レベル放射性廃棄物の輸送や処分など	0.57
	海外返還分以外の高レベル放射性廃棄物の輸送や処分など	2.74
	再処理・MOX 燃料工場などで発生する超ウラン元素（TRU）の地層処分	0.81
	使用済燃料の輸送	0.92
	使用済燃料の中間貯蔵	1.01
	MOX 燃料工場事業費（日本原燃株式会社）	2.3
ウラン濃縮工場の後処理	0.24	
バックエンド計		<b>25.5</b>
総事業費		<b>29.06</b>

**Q.** 新高速炉の費用については？

**A.** （経産省）担当者がいないので、また、現在ロードマップ策定中につき、お答えできない。

**Q.** 過去に年 50 数億円ずつ、これまで 200 数十億円程度が委託費などで支出されていたのでは？

**A.** 過去についてはその通り。